

(一社)北海道フットサル連盟 フットサル加盟登録料 Q&A

質問		回答
Q1	規程第3条の団体加盟登録料とは何ですか。	(一社)北海道フットサル連盟(以下、「HFF」という。)に加盟している各地区フットサル連盟が納付していただく加盟登録料であり、チーム・選手が納付する登録料ではありません。
Q2	サッカー第4種登録の少年団のチームですが、U-12で全道フットサル選手権大会地区予選にエントリーし、U-11で全日本フットサルU-12地区予選にエントリーします。チーム登録料は、カテゴリー毎に2チーム分を納付しなければなりませんか。	種別毎に、JFAチーム登録番号が同一の1団体(以下、「1団体」という。)で年間に1回の納付が必要になります。1団体のなかで同一の種別であれば、年代毎に納付する必要はありません。また、1団体から同一大会に2チーム出場する場合でも、年間に1回の納付になります。左記の場合、日程が先に来る大会で1チーム分の納付となります。
Q3	サッカー第2種登録の高校ですが、所属選手数が多く複数のチームでエントリーします。この場合は複数チーム分の登録料が必要ですか。	上記同様、1団体から同一大会に複数出場するも年間に1回、1チーム分の納付となります。
Q4	大会の開催要項で合同チームの参加が認められている場合の登録料の納付は、どのようになりますか。	それぞれのチームで登録料を納付する必要があります。
Q5	JFAにクラブ申請している団体(クラブ)ですが、U-15が全日本フットサルU-15地区予選にエントリーし、U-12が全道フットサルU-12選手権地区予選にエントリーしますが、この場合はどうなりますか。	種別毎に年間加盟登録料の納付が必要となります。クラブとしては1団体ですが、複数の異なった種別でのエントリーとなるため、第3種と第4種でそれぞれ2チーム分の登録料を納付して下さい。
Q6	サッカー女子でJFA登録し、中学校、高校、一般の年代で活動しているが、クラブとしてU-15、U-18、一般それぞれで大会にエントリーしたいがこの場合は、3チーム分の登録料が必要ですか。	JFA登録種別は、「女子」となり複数の種別での登録ではないため、いずれかの大会で1チーム分の納付となります。
Q7		
Q8		
Q9		
Q10		